

## エコポリス板橋環境行動会議設置要綱

平成13年9月17日区長決定

平成15年7月30日一部改正

平成17年6月16日一部改正

平成30年3月30日一部改正

令和4年12月15日一部改正

令和5年5月17日一部改正

### (設置)

第1条 人と環境とが共生する都市エコポリス板橋を実現するために、区民及び事業者が環境への負荷を低減する必要性について共通認識をもち、自主的かつ組織的な活動を行うことを目的として、エコポリス板橋環境行動会議（以下「行動会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 行動会議は、環境に与える負荷を低減する暮らし方及び事業活動を推進するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次に掲げる事項について、区民及び事業者、地域並びに板橋区がそれぞれの活動を連携、協働して効率的に行うための活動方針の策定及び活動の普及啓発並びに情報の交換及び連絡調整に関すること。
  - ア 地球温暖化対策に関すること。
  - イ リサイクルその他資源循環型社会形成のための活動に関すること。
  - ウ 清掃その他自主的な環境美化活動に関すること。
  - エ その他環境保全に関すること。
- (2) 区民及び事業者の環境意識啓発に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行動会議がエコポリス板橋を実現するために必要と認める事項。

### (組織)

第3条 行動会議は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
  - (2) 区職員 1人
  - (3) 別表に定める団体から推薦のあった者 各1人
  - (4) 環境活動を実践していると区長が認めた団体から推薦のあった者 各1人
  - (5) エコポリス板橋地区環境行動委員会から推薦のあった者 各1人
- 2 行動会議を地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第17号）第40条に基づく地球温暖化対策地域協議会と位置づける。
- 3 前条第1号のアに掲げる事項について、具体的な対策事業を推進するため行動会議の

下に地球温暖化防止専門部会を設置する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 行動会議の座長は、第3条第1項第1号に規定する委員とする。

2 座長は、行動会議を代表し、会務を総理する。

3 行動会議に副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 副座長は、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 行動会議は、座長が招集し、主催する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

3 行動会議の議題、企画等は、委員相互の協議により決定し、及び運営するものとする。

(公表)

第7条 行動会議の活動内容については、板橋区広報への掲載その他適宜な方法により広く区民及び事業者に公表するものとする。

(庶務)

第8条 行動会議の庶務は、資源環境部資源循環推進課において処理する。

(謝礼)

第9条 委員については、謝礼を支払うことができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、行動会議の運営について必要な事項は、座長が行動会議に諮って定める。

付 則

1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

2 平成15年10月1日に委嘱又は任命される委員の任期は、平成18年3月31日までの間、第4条の規定にかかわらず、2年6月とする。

付 則 (平成15年7月30日区長決定)

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

この要綱は、平成17年6月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月17日から施行する。

別表 エコポリス板橋環境行動会議 構成団体

団 体 名
板橋区町会連合会
板橋区青少年健全育成地区委員会連合会
板橋区シニアクラブ連合会
板橋区立小学校PTA連合会
板橋区立中学校PTA連合会
(社)板橋産業連合会
板橋区商店街連合会
東京商工会議所板橋支部